

「文化財」を翻訳する

吳 修喆・奈良文化財研究所

Translating “Bunkazai”

Wu Xiuzhe・Nara National Research Institute for Cultural Properties

文物／cultural relics 文化財／bunkazai 文化財産／cultural properties 文化遺産／cultural heritage

はじめに

2020年8月、奈文研に就職することが決まり、そのことを両親に知らせると、父から「文化財研究所というのはすなはち『文物研究所』なのか」と聞かれた。ちょうど文化財保護法を勉強していたので、「日本の文化財は中国語でいう『^{wénwù}文物』と範囲が違うから、そうとは言えない」と答えた。筆者は、そこではじめて「文化財関連用語の翻訳」という問題に直面したといえる。この仕事に就くにあたって、これは最初に解決しておかなければならない問題とも認識した。その後、業務が進むにつれて何度も感じてきたように、同じく漢字表記を使用する言語だからこそ、慎重に扱うべき訳語が多々存在する。この研究報告は、「文化財」という用語を「どう翻訳すべきか」のような指示的アプローチではなく、「私はいかに翻訳しているか」、翻訳の過程において整理・分析したものをまとめたものである。

文物

まず整理しておくべき「文物」という言葉は、現代日本語・現代中国語両方に使われている。日本語においては、漢籍にみられる用例に近く、「文化の所産。法律・学問・芸術・宗教など、文化に関するもの（広辞苑第七版2018）」、「文化の所産であるもの。学問・芸術・制度・法律・宗教など（明鏡国語辞典第三版2021）」と広義的な意味合いとなっている。

それに対し、現代中国語における「文物」は狭義的である。一部の中国人はそれを英語の *antiquity*（〔古代の〕遺物、遺跡）と理解するが、文物出版社の月刊『文物』は、英語題名を *Cultural Relics* にしている。中華人民共和国国家質量監督検驗检疫総局・中国国家標準化管理委員会による国家基準「公共服務領域英文訳写規範」には、「文物は一般的に *Cultural Relics* と訳し、専ら骨董品を指す場

合はAntiqueと訳す」とある。国家レベルに基準化された英訳を踏まえて理解すると、現代中国語における「文物」はすなわち「文化遺物」であり、有形・無形両方が含まれていれば、「文化財」の対訳語として不足はないはずである。ただし、問題はそう簡単ではない。実際、筆者を含め、「文物」から与えられる語感がどうしても「物」のほうに偏ってしまうのは否めない事実である。そこには、考古学用語としての発展経緯、言わば学史的な要因が関わっている。

ほかの学術分野に関してもほぼ同じ状況であったが、新中国の考古学は早期段階においてソヴィエトをモデルにしていた。「考古学」という言葉は西欧ブルジョアジー的なものとされ、ソヴィエトでは長い間、代わりに「物質文化史」が使われた。1950年にキセリヨフが中国で学術講演をして以降、「物質文化史」は「考古学」の同義語として中国の考古学に頻繁に登場するようになった。新中国考古学研究の主要指導者である夏鼐は「考古学」を「物質文化史」と言い換えることに抵抗を示したが、それでも文化大革命期に北京の考古研究所が「物質文化史研究所」と改名させられてしまった（夏鼐 1984）。文革収束後も、中国では長い間その影響が残った。「文物」は物質だけではないにもかかわらず、中国考古学分野においては、物質以外の面に対する研究が少ない（俞偉超 1988）。

また、1982年に施行された「中華人民共和国文物保護法」（以下、文物保護法）は、1930年の「古物保存法」と1961年に公布された「文物保護管理暫行条例」の内容を継承したものである。現在行政上における「文物」の対象範囲は、およそ日本の有形文化財・民俗文化財（実物のみ）・記念物の一部・伝統的建造物群に該当する。要するに、日本における法令用語としての「文化財」とは一致しない。文化財保護法では、文化財の概念については特に明示せず、文化財の類型別にそれぞれの定義づけを行っている。すなわち、文化財の対象と範囲を示すことによって、文化財の実体を規定しているといえる。法令用語としての「文物」と「文化財」の対象範囲の違いについて、文物保護法が施行される前から問題提起されていた。日本の「文化財」にある「無形文化財」「民俗文化財」「名勝」「天然記念物」「伝統的技術・技能」の類別は中国の「文物」ではなく、中国の「文物保護法」には「無形文物」という類型が設けられていないため、一般的の認識として文物は骨董品、賞玩の対象でしかない（范培松 1987）。

文化財・文化財産・文化資産

日本語において「文化財」という言葉を最初に使ったのは、文化主義を提唱し

た経済学者左右田喜一郎である。左右田は「文化主義の論理」(『横浜貿易新報』1919年1月24日)の中で、文化財を *kulturgüter* の訳語とし、「文化生活全般の裏に於ける一方的努力の所産」^[1]と定義づけた。1932年に出版された『現代語大辞典』(藤村作・千葉勉編、一新社)もおそらく左右田の解説に沿って「文化財 [ぶんかざい] 文化によって出来た産物のこと。学問・芸術・道徳・宗教など」としている。比較すればわかるように、現代日本語の「文物」と同義である。

「文化財」が慣用語として定着したのは第二次世界大戦以降、英語の *cultural property* およびドイツ語の *kulturvermögen* の訳語として知られている(文化財保護委員会 1960)。一般への普及は文化財保護法制定後であった。近代日本で翻訳された学問・思想の基本用語が多く中国に輸入される中、なぜ「文化財」は受け入れられなかつたのか。「文物という語が浸透している」という理由以外に、戦時中に中国から古物・貴金属器具・書籍などを大量に略奪した日本に対する抵抗感によるものとも思われる(呉真2018)。

一方、*cultural property* という概念が国際的に広まったのは、1954年に定められた「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約 (Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict)」からである。中国語訳は「关于武装冲突情况下保护文化财产的海牙公约」となっている。それ以降、*cultural property* の中国語対訳として「文化財产 (wénhuà cài hàn)」が広く使われてきた。1970年に国連教育科学文化機関(ユネスコ)が定めた「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約 (Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property)」も同じように、*cultural property* (文化財 / 文化財産) の指定に関して、各国の裁量に任せる部分が大きい。以上二つの国際公約およびユネスコが採択した関連勧告を比較すると、*cultural property* に対する普遍的な定義がいまだ存在しないことがわかる。

日本における「文化財」概念は文化財保護法制定以降今日に至るまで、時代の

[1] 「所謂文化とは自然に対する語である。何等かの意味に於て与えられたる自然の事実を或一定の規範に照し之を純化し、窮屈に於て其の理想とする所を実現せんとする過程の全体を称して吾等は之を文化と呼ぶ。之を其の内容につきて曰わば各限られたる範囲に於ける一方的努力の過程に於ける所産は即ち吾等が呼んで芸術となすもの、學問となすもの、宗教となすもの、道徳となすもの、技術となすもの、法律となすもの、經濟となすものである。即ち此等の文化財 (*Kulturgüter* [ママ]) は文化生活全般の裏に於ける一方的努力の所産である。其の各々が或一定の規範実現に対して相互に補充的に且つ協働的に各々固有の使命を有するものなりとの意義に於て、即ち之を通俗的に云えば有機的の組織をなすものなりとの意味に於て此等の文化財の総体を呼んで吾等は之を文化と称するのである。」(下線は筆者)

進展とともに逐次拡大されてきた。顕著な動きとして、芸術的価値から広範な生活遺産への変遷が見られる。それは1950年以降、歴史・考古・民俗の三学協業およびそれぞれの学問分野の変化によるものであった（塚本1991）。要するに、数度の大きな法改正を経て、日本の文化財行政システムは独自の奥行きと幅をもって構築されてきた。現在、中国科学技術情報研究所「漢語主題詞表（Chinese Thesaurus）」(<https://ct.istic.ac.cn/site/organize/word>)で「文化財（文化財）」を検索すると、推奨英訳が「Bunkazai」であり、日本語ローマ字表記となっている。つまり、日本語由来の有名詞としての扱いである。

台湾においては、1982年に「文化資産保存法」が制定される過程に日本の文化財保護法が参考され、第1次草案の際に「古物古蹟保存法」であった法令名が第2次草案以降は「文化資産保存法」と変更された。「文化資産」を造語しての修正であった（浅野聰1994：（台湾）教育部1981『研討文化資産保存法草案資料彙編』）。表1で示しているように、文化資産の対象範囲は、動物を除いて日本の文化財とほぼ一致している。

文化遺産

1960年代以降、「財産」は物的所有権を強調する語として、ユネスコはcultural propertyが持つ制約性を認識するようになった。cultural propertyからcultural heritage（文化遺産）への用語チェンジは、国レベルの「私的」主体を世界・人類という「公的」主体への転換をも意味する。固定的・実物的・所有権などのイメージが伴うcultural propertyに比べ、cultural heritageは公益的であり、保護・存続・伝承を促す特徴を全面に出している。

1972年の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（Convention for the Protection of the World Cultural and Natural Heritage）」（以下、世界遺産条約）にproperty/propertiesが30ヵ所使われているのに対し、2003年に採択された「無形文化遺産の保護に関する条約（Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage）」（以下、無形文化遺産保護条約）には2ヵ所（日本語版ではそれぞれ「物件」「（知的）財産権」と訳されている）のみとなった。

留意すべき点として触れておくが、文化財保護法の対象である「記念物」に含まれる「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの」は、世界遺産条約に定められている「自然遺産」に該当する。

表1 関連法対象範囲比較

	日本	中華人民共和国		中華民国(台湾)
	文化財保護法 (令和2年法律第四十一号による改正)	文物保護法 (2015年第4次改正)	非物質文化遺産法 (2011年制定)	文化資産保存法 (2016年改正)
有形文化財	建造物	古建築、近現代重要史跡、物件、代表的建築		古蹟、歴史建築 史蹟、記念建築
	絵画、彫刻	芸術品		芸術品
	工芸品	工芸品		
	書跡	手稿		
	典籍、古文書	図書資料、文献資料		図書文献
	考古資料	脊椎動物化石、古人類化石		
	歴史資料その他(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む)			音声・映像資料
無形文化財	演劇		演劇	口述伝統(口語・吟唱などで世代間で伝承される文化的表象)
	音楽		伝統口伝文学及びその言語	
	工芸技術		音楽	
	その他		伝統美術、書道 ダンス、その他	
民俗文化財	風俗慣習		伝統儀礼、祭日など民俗	風俗、儀礼、祭典、祭日
	民俗技術		医薬、暦法、伝統技術	伝統知識及びその実践
	民俗芸能		曲芸、雜技、伝統体育及び遊芸	伝統芸能
記念物	これらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件	歴史上の各時代、各民族の社会制度・社会生産・社会生活を反映した代表的な実物		生活及び儀礼用器物
	古墳	古墓葬		
	貝づか	古文化遺跡		
	都城跡、城跡、旧宅			
	その他遺跡	石窟寺院、石刻、壁画 (古建築)		
	庭園、橋梁			
	峡谷、海浜、山岳			
	その他名勝地			
	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)			
	植物(自生地を含む)			
文化的景観 (棚田、里山、用水路その他)	地質鉱物(土地を含む)			
				植物 鉱物
伝統的建造物群		(古建築)		文化的景観
				集落建築群

文化庁が運営する「文化遺産オンライン」の概要には、「文化遺産オンラインにおいては、有形・無形を問わず、歴史的な価値を有する文化的所産を、文化財を含む広い意味での文化遺産ととらえています」とある。

一方、中国では、2011年に「中華人民共和国非物質文化遺産法」が施行され、「物」に偏る文物保護法の対象範囲を補う形で重要な一步を踏み出した。法制定の過程において、ユネスコの無形文化遺産保護条約と日本の文化財保護法における無形文化財の認定・記録・保持者認定制度などが参考とされた。しかし、分別立法されたため、二つの法には統一性・連動性などの面において改善の余地が大きい。表1でわかるように、日本における「民俗文化財」に該当する対象は現在二つの法に仕分けられている。現行法令に準拠して処置をとる際、無形民俗に用いられる実物類が対象外にされてしまう可能性がある（周超2012）。それに応じて、将来的には現行の二法を「文化遺産法」として統合する必要があり、それを見据えて「文物」を「文化遺産」に改称すべきだと法学研究者によって指摘されている（張亮・趙亜娟2012、趙姍姍2018）。

「文化遺産（cultural heritage）」という新しい用語が国際的に広く使われるにつれ、今まで各自に使用してきた固有語・訳語・造語が徐々にそれに移行・統合されていく動きが見られる。例えば、公的機関の名称に関しては、漢字表記はそのまま、英文名がcultural heritageに変更されている。

日本	国立 <u>文化財</u> 機構	National Institutes for <u>Cultural Heritage</u>
中華人民共和国	国家 <u>文物</u> 局	National Cultural Heritage Administration
中華民国（台湾）	<u>文化資產</u> 局	Bureau of <u>Cultural Heritage</u>

おわりに

以上、関連法令の対象範囲を比較し、漢字表記が使われる言語間に生じた微妙なズレを、起点言語・目標言語以外の第三言語を経由して「調律」してみた。現在、他国の類似制度や法令の紹介に使われる訳語には揺れが見られる。例えば、「中国考古学史におけるソヴィエトの影響」（劉斌・張婷（米川裕治訳）2020）では、

原文（中国語）	訳文（日本語）
文物保护单位	文物保護単位
文物保护管理暫行条例	文化財保護管理暫定条例
施工中挖出 <u>文物</u>	工事中に <u>文物</u> の不時発見

とこのように、原字を採用する・しない箇所が混在している。「文物」「非物質

wénhuàyíchǎn
「文化遺産」の翻訳においては、原字をなるべく採用するいわゆる「起点派」の訳し方と日本人が耳馴染みのある「文化財」「無形文化財 / 無形文化遺産」にする「目標派」^[2]の訳し方の両方が確認される。中国語の論文においては、「文化財」を固有名詞として「文化財」または国名を前につけて「日本文化財産」に訳すのが主流である。近年では互いに歩み寄る形で、双方とも「文化遺産（文化財産）」にするケースが増えたとの印象を受ける。

したがって、筆者が日本における「文化財」を訳すときは「文化財」にしている。同様に、法令用語である「文物」「文化資産」も原字を変えず、必要に応じて注釈用の文言を入れる方法を探っている。個々の対象に関しては、考古学的共通用語か文化遺産（有形・無形）にする。

参考文献

- 神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 倫理および宗教 (2-035) 横浜貿易新報 1919.1.24 (大正8)
 文化財保護委員会編 1960 『文化財保護の歩み』文化財保護委員会 p.2
 夏鼐 1984 「中国考古学和中国科技史」『考古』1984年第5期 p.428
 范培松 1987 「文物、文化与『文化財』」『文博』1987年第2期 pp.83-84
 俞偉超 1988 「文物研究既要研究『物』，又要研究『文』」『中国文物報』総第67期、1988年1月29日（俞偉超 1996 『考古学是什麼：俞偉超考古学理論文選』中国社会科学出版社 pp.133-136）
 塚本學 1991 「文化財概念の変遷と史料」『国立歴史民俗博物館研究報告』第35巻 pp.273-295
 浅野聰 1994 「日本及び台湾における歴史的環境保全制度の変遷に関する比較研究—文化財保護関連法を中心にして—」『日本建築学会計画系論文集』第462号 pp.137-146
 ミカエル・ウスティノフ著；服部雄一郎訳 2008 『翻訳：その歴史・理論・展望』白水社
 張亮・趙亞娟 2012 『『文化財産』与『文化遺産』辨：一種國際法的視角』『學術研究』2012年第4期 pp.47-53
 周超 2012 「中日非物質文化遺産法比較研究」『思想戰線』2012年第6期（総第38巻）pp.61-65
 劉斌・張婷 2016 「中国考古学発展中の蘇聯影響」『東南文化』2016年第5期（総第253期）pp.32-39
 吳真 2018 「從無形文化財到非物質文化遺產的觀念變革」『中國人民大學學報』2018年第1期 pp.12-19
 趙姍姍 2018 「文化遺產の法律保護：中日比較与本土選択」『国外社会科学』2018年第6期 pp.25-33
 劉斌・張婷（米川裕治訳）2020 「中国考古学史におけるソヴィエトの影響」奈良県立橿原考古学研究所紀要『考古学論攷』第43号 pp.71-79
 文化財保護法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC1000000214> 最終閲覧日：2021年2月8日
 中華人民共和国文物保护法 http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2015-08/10/content_1942927.htm
 最終閲覧日：2021年2月8日
 文化資産保存法 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=H0170001> 最終閲覧日：2021年2月8日
 Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage 1972 <https:///>

[2] 「目標派」と「起点派」（または「同化-domestication」「異化-foreignization」）は翻訳論において対となる主要概念である。前者は、あたかも目標言語で書かれたかのように訳すことを指す。後者は起点言語の形を残しつつ訳すことを意味する。

whc.unesco.org/en/conventiontext/ 最終閲覧日：2021年2月8日

Text of the Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage <https://ich.unesco.org/en/convention> 最終閲覧日：2021年2月8日

無形文化遺産の保護に関する条約（略称 無形文化遺産保護条約）和文テキスト https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_5.html 最終閲覧日：2021年2月8日

文化遺産オンライン <https://bunka.nii.ac.jp/> 最終閲覧日：2021年2月8日

「公共服务領域英文訳写規範」中華人民共和国教育部2017年5月22日公表 http://www.moe.gov.cn/jyb-sjzl/ziliao/A19/201707/t20170717_309458.html 最終閲覧日：2021年2月8日